

令和 8 年 2 月  
坂東市都市建設部都市整備課

### 坂東市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

坂東市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づき、『坂東市耐震改修促進計画』を策定し、建築物の耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法により国が定める「基本方針」に基づき策定することとされており、今年度、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うとともに、茨城県においても「茨城県耐震改修促進計画（令和 4 年 3 月策定）」の計画期間が 1 年延長されたことから、現計画の「坂東市耐震改修促進計画（令和 4 年 3 月策定）」において令和 7 年度までとしている計画期間を 1 年延長し、令和 8 年度までといたします。

次期「坂東市耐震改修促進計画」の改定については、令和 8 年度に改定予定です。

#### < 計画期間の延長 >

現 計 画 期 間：令和 4 年度 ～ 令和 7 年度

変更後計画期間：令和 4 年度 ～ 令和 8 年度